



## マレーシア:2020年3月18日から31日までの活動制限令 (2020年3月19日時点)

執筆者:山中 政人、Wan May Leong

※ 本書は、2020年3月19日時点の情報に基づいて執筆しております。

マレーシア政府は、2020年感染症予防管理規則(感染地域内措置)に基づき、2020年3月18日から31日までの14日間、マレーシア全土について活動の制限(「活動制限令」)を発令しました。

最新情報は、マレーシア首相官邸の公式ウェブサイト(<https://www.pmo.gov.my/media-statement/>)(原則、マレー語のみ掲載)に掲載されています。また、マレーシア首相官邸の公式ウェブサイトでは、活動制限令に関するFAQも掲載されています(<https://www.pmo.gov.my/2020/03/movement-control-order-faq-info/>)。

### 1. 活動制限令

マレーシアでは、2020年3月18日現在、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の症例は790件となり、2名が死亡していません。

世界的にCOVID-19が流行していることをふまえ、マレーシア政府は以下の事項を含む緊急措置を命じました。

- (a) 一切の外国人観光客や訪問者の入国を禁止する(外国人が出国することは認められる)
- (b) マレーシア全土において移動及び集会は禁止され、一般公衆に対し、自宅に待機し、絶対に必要な場合を除き外出しないよう勧告
- (c) 必要不可欠なサービス(Essential Services)を除き、一切の政府機関および民間企業を一時的に閉鎖

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

## 2. 必要不可欠なサービス(Essential Services)

活動制限期間中であっても、必要不可欠なサービスは、所定の条件を満たした上で提供することが認められています。必要不可欠なサービスには以下が含まれます。

- 水
- 電気・エネルギー
- 通信
- 郵便
- 運輸
- 銀行・金融
- 医療・ヘルスケア
- 防災
- 刑務所
- 形廃棄物管理、公共清掃
- 国防及び警備
- 灌漑
- 食料供給
- 港湾・空港
- 石油・ガス燃料・潤滑油
- 放送
- 大臣が決定する、公衆にとって必要不可欠なサービス及び仕事

## 3. 追加ガイダンス

産業界から何が必要不可欠なサービスに含まれるのかさらに明確にするよう要望があり、また、必需品の継続的な供給を確保する必要があるため、国家安全保障会議は、以下の事項を含むメディア・ステートメントを公表しました。

- ✓ 建物の基礎部分について継続中の建設工事であって、建物の安全性に影響を与える可能性のあるものは、承認を受けることを条件として及び条件付きで認められる。
- ✓ 電子商取引は認められる。
- ✓ 個人用保護具(マスクや手袋など)、医薬品、医療・手術用機器などの重要な商品の製造は、承認を受けることを条件として及び条件付きで認められる。

遵守することが求められる条件には、従事する従業員の数を最小限とすること、従業員のローテーション、十分な衛生・安全措置をとることなどが含まれています。

## 4. 行政サービス

行政機関も一次的に閉鎖され運用が変更されることにより、企業が影響を受ける可能性があります。

- ✓ マレーシア会社登記所である Companies Commission of Malaysia(CCM)の閉鎖
- ✓ 土地事務所(Land Office)の閉鎖(州により異なるが、クアラルンプールとジョホールでは閉鎖が予定されている。)
- ✓ 内国歳入庁(Inland Revenue Board): 電話・オンラインプラットフォームは利用可能。

## 5. 罰則

制裁活動制限令に違反した場合、6ヶ月以下の禁固、RM1000以下の罰金、またはその両方が科せられる可能性があります。

法人が責任を負うことが判明した場合、その法人の取締役、経営陣、会社秘書役または役員も、違反について認識していなかったこと違反について承認しておらず、かつ、その犯罪の実行を防止するためにあらゆる合理的な予防策を講じたこと、を証明することができない限り、個人的にまたは共同で責任を負う可能性があります。

## 6. 今後の見通し

2020年3月18日夕方、マレーシア首相は、そのときの状況に応じて活動制限令の期間を延長する可能性がある」と表明していますが、実際に活動制限令の期間が延長されるかどうかは、現時点においては不透明です。ビジネス、契約上の権利義務、雇用者としての権利義務などに対して影響を与える可能性があるため、引き続き活動制限令と政府による措置について注視していく必要があります。

また、東南アジアにおいて感染者数が増加していることをふまえ、周辺国もマレーシアと同様の措置を講じる可能性もあります。東南アジア諸国の最新動向について引き続き注視し、アップデートさせていただければと思います。

更新日時: 2020年3月19日14時00分(日本時間)



やまなか まさと  
山中 政人

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所共同代表 パートナー弁護士  
[m.yamanaka@jurists.co.jp](mailto:m.yamanaka@jurists.co.jp)



ワンメイ・リオン  
Wan May Leong

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 フォーリンアトニー  
[wan.may.leong@jurists.jp](mailto:wan.may.leong@jurists.jp)



西村あさひ法律事務所では  
現在、国内外に  
16の拠点を設けています。

### 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124  
Tel 03-6250-6200  
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

### 名古屋

Tel 052-533-2590  
社員 藤井宏樹

### 大阪

Tel 06-6366-3013  
社員 臼杵弘宗  
井垣太介  
廣田雄一郎  
伴真範

### 福岡

Tel 092-717-7300  
社員 尾崎恒康  
高木謙吾  
舞田靖子

### ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP  
Tel +1-212-830-1600  
E-mail info\_ny@jurists.co.jp  
執行パートナー 山口勝之  
副執行パートナー 清水恵

### ドバイ

Tel +971-4-253-3646  
E-mail info\_dubai@jurists.jp  
森下真生

### バンコク

Tel +66-2-168-8228  
E-mail info\_bangkok@jurists.jp  
パートナー 小原英志  
タイパートナー\* Chavalit Uttasart  
(SCL Nishimura)  
Jirapong Sriwat

### 北京

Tel +86-10-8588-8600  
E-mail info\_beijing@jurists.jp  
首席代表 中島あずさ  
代表 志賀正帥

### ハノイ

Tel +84-24-3946-0870  
E-mail info\_hanoi@jurists.jp  
ベトナム事務所統括 小口光  
代表 廣澤太郎

### 上海

Tel +86-21-6171-3748  
E-mail info\_shanghai@jurists.jp  
首席代表 前田敏博  
代表 野村高志

### ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432  
E-mail info\_hcmc@jurists.jp  
ベトナム事務所統括 小口光  
代表 大矢和秀  
ベトナムパートナー\* Vu Le Bang  
Ha Hoang Loc

### ジャカルタ\*1

**Walalangi & Partners**  
Tel +62-21-5080-8600  
E-mail info@wplaws.com  
執行パートナー Luky Walalangi

**Rosetini & Partners Law Firm**  
Tel +62-21-2933-3617  
E-mail info\_jakarta@jurists.jp  
カウンセラー 町田憲昭

### シンガポール

Tel +65-6922-7670  
E-mail info\_singapore@jurists.jp  
共同代表 山中政人  
宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝

### 台北

**西村朝日台湾法律事務所**  
Tel +886-2-8729-7900  
E-mail info\_taipei@jurists.jp  
共同代表 孫櫻倩  
張勝傑

### ヤンゴン

Tel +95-1-8382632  
E-mail info\_yangon@jurists.jp  
代表 湯川雄介  
副代表 今泉勇

### Okada Law Firm (香港)\*2

Tel +852-2336-8586  
E-mail s\_okada@jurists.co.jp  
代表 岡田早織

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所  
\*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。